

# 答 申 書

## (中間のまとめ)

令和3年6月3日に諮詢を受けた以下の事項

- さらなる業務改善を推進するためのＩＣＴツールの活用に関すること
- 各学校や地域における実情を踏まえつつ、押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組に関すること

について、私たち、栗東市「学校における働き方改革」推進協議会は、2回にわたる協議会を開催し、協議・検討を進めてまいりました。

特に押印の省略に向けた取組に関するこことについて協議・検討を進めてまいりました。栗東市教育委員会事務局学校教育課とも連携し、その結果を「押印の見直し概要」(別紙1)として取りまとめました。また、その内容について、同課長より市内各小中学校長あてに通知(別紙2)いただきました。

今後はＩＣＴツールの活用に関するここと、特に学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組に関するこことについて協議・検討を進め、「デジタル時代に向けた規制・制度見直しに関する提言」の準備を進めてまいります。

以上の提出をもって答申(中間のまとめ)といたします。

栗東市教育委員会

教育長 福原 快俊 様

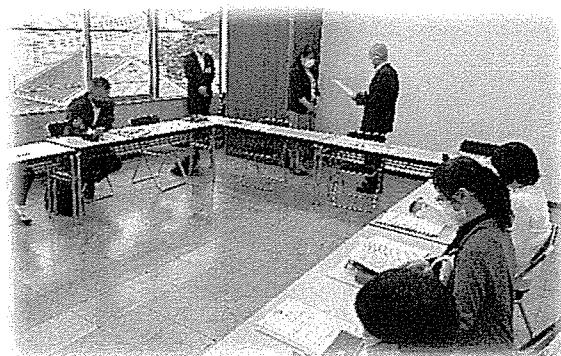
令和4年1月14日

栗東市「学校の働き方改革」推進協議会

会長 横井 久美香

栗東市「学校における働き方改革」推進協議会委員(第3期)

役職	氏名	職名等	任期
会長	市内小中学校 校長会代表	横井久美香 大宝東小学校 校長 (事務支援センター長)	令和3年6月～令和4年3月
副会長		平子 博之 栗東西中学校 校長 (共同学校事務室拠点校校長代表)	令和3年6月～令和4年3月
企画部長		川那部隆徳 治田東小学校 校長 (共同学校事務室拠点校校長)	令和3年6月～令和4年3月
企画部長		鎌廣 修 葉山中学校 校長 (共同学校事務室拠点校校長)	令和3年6月～令和4年3月
委員	市内小中学校 教頭会代表	中川 謙二 栗東西中学校 教頭	令和3年6月～令和4年3月
	教務主任	立宅麻奈美 葉山小学校 主幹教諭	令和3年6月～令和4年3月
	養護教諭	池田加代子 葉山東小学校 養護教諭	令和3年6月～令和4年3月
	事務職員	國松 厚子 大宝東小学校 主任事務主査 (共同学校事務室統括室長)	平成29年7月～令和4年3月
		朝日 郁美 栗東西中学校 事務主査 (共同学校事務室室長)	平成29年7月～令和4年3月
		田嶋比佐代 葉山中学校 事務主査 (共同学校事務室室長)	令和元年6月～令和4年3月
		中江 美紀 治田東小学校 事務主査 (共同学校事務室室長)	令和3年6月～令和4年3月
事務局	事務局長	田中 覚 学校教育課 課長	
	事務局員	高野 崇 学校教育課 参事	
	事務局員	石田智香子 学校教育課 課長補佐	
	事務局員	山口 敏生 学校教育課 課長補佐	



## 諮詢問書

次に掲げる事項について、以下理由を添えて諮詢します。

- ◎当市が取り組むべき「学校の働き方改革」の推進に向けて、さらなる業務改善を推進するためのＩＣＴツールの活用について

(理由)

平成29年7月、「教員の超過勤務を解消し、栗東市の子どもたちの生きる力の育成、とりわけ学ぶ力を向上させるために、当市が取り組むべき『学校の働き方改革』の在り方について」諮詢を行い、その協議成果の推進に向けた理解と協力を市長に求めました。その結果、「メッセージ電話対応」や「学校徴収金管理ソフト」の調達の実現をはじめ、当市の「学校における働き方改革」はようやくスタートすることができました。

さらに令和元年5月、「当市が取り組むべき『学校の働き方改革』の推進に向けて、総務機能強化を図るための、事務職の業務改善および、教頭、教務等との事務分掌の再編について」諮詢を行いました。その協議成果を「栗東市立学校業務標準表(試案)」「栗東市立小中学校共同学校事務室設置要綱(案)」としてお取りまとめいただきました。その結果、これまで各校の暗黙的なルールとしてのみ存在してきた業務が“見える化”するとともに、事務職員が行う学校事務共同実施に関する体制が定まりました。今後、教職員がより専門性を発揮し、業務の効率化につながることが期待されます。

「学校における働き方改革」は、「特効薬のない総力戦」と言われています。「統合型校務支援ソフト」をはじめとしたＩＣＴの導入・運用等は、一つ一つの業務改善効果は小さなものですが、積み重ねることで最終的には大きな効果が見込めるものです。折しも現在、政府では、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進めています。押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進めることは、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減にも大きく寄与するものと考えます。

そこで、以下の点について、ご検討をお願いします。

- さらなる業務改善を推進するためのＩＣＴツールの活用に関すること  
○各学校や地域における実情を踏まえつつ、押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組に関すること

これらについての検討結果を、「デジタル時代に向けた規制・制度見直しに関する提言」として答申いただくことをお願いいたします。

令和3年6月3日

栗東市教育委員会  
教育長 福原 快俊

# 別紙1

## 押印の見直し概要

栗東市「学校の働き方改革」推進協議会（令和3年12月）

### 1. 趣旨

書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進められている中、学校の働き方改革の観点から、押印の見直しを進め、学校・保護者等双方の負担軽減に寄与する。

### 2. 押印省略の可否

#### (1) 学校が保護者に求める書類

保護者が学校に提出する書類等については、押印を求めない。ただし、児童生徒の健康や命に関わる書類の確認等については、押印、または保護者の自署を求めるものとする。

#### (2) 関係機関等が学校に求める書類

押印省略が可能か、問い合わせを継続する。

（現在のところ、中体連の書類のみ。「検討中」と返答があった。）

#### (3) 教育委員会が学校に求める書類

「押印の見直し検討要領」に基づいて見直す。（以下「押印の見直し検討要領」より抜粋）

##### 4 検討項目および見直しの考え方

申請者に求めている押印について、次の方針に基づき点検してください。

- (1) 例規等（条例、規則、要綱及び訓令）及び内規の規定により押印を求めておらず、根拠なく押印を求めている書面については、原則として押印を求めないこととします。
- (2) 押印を求めている書面については、行政手続等の内容・目的・趣旨等に照らして、押印を求める趣旨に合理性があるか、他の手段により代替することが可能かを検討し、可能な限り押印を廃止してください。

以下の「廃止除外項目」については、押印省略「不可」とする。

##### (5) 廃止除外項目

下記①～⑥のいずれかに該当するものは、廃止の対象外とします。

- ① 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
  - ・ 契約書には請書、協議書、覚書等で双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているものを含む。
  - ・ 契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- ② 競争入札参加者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積・契約の締結及び契約代金の請求受領等に係るもの。
- ③ 上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
  - ・ 国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- ④ 個人、法人等から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの
  - ・ 支出調書の手続上、必要となる請求書等
  - ・ 届出や報告等、支出を伴わない申請書等について、①～④に該当しなければ押印廃止を検討する。
- ⑤ 診断書、意見書、証明書、同意書等、本人以外が作成する申請書等の添付書類として作成されるもので当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを担保するもの。
- ⑥ 委任状

①－1 押印の見直し

【学校が保護者等に求める書類】

No.	種類	書類名	求めているもの	押印省略可否
1	行事	参観日等の行事への参加（参加確認票など）	署名＋押印	可
2	行事	宿泊学習、課外活動への参加同意書	署名＋押印	可
3	行事	懇談会・家庭訪問などの日程調整用紙	署名	可
4	行事	校外学習の参加同意書	署名＋押印	可
5	行事	修学旅行参加承諾書	署名＋押印	可
6	保健	保健調査票	押印	署名があれば可
7	保健	アレルギー疾患に関する確認書	署名＋押印	可
8	保健	アレルギー取組プラン	署名＋押印	可
9	保健	結核健康診断問診票	押印	署名があれば可
10	保健	日本スポーツ振興センター加入同意書	署名＋押印	可
11	保健	てんかん等の個別のマニュアルプラン	署名＋押印	可
12	保健	心電図検査結果の確認証	署名＋押印	可
13	保健	「治療のお勧め」保護者記入欄	署名＋押印	可
14	保健	インフルエンザ連絡用紙	署名＋押印	可
15	保健	コロナにかかる健康観察票	押印	可
16	保健	検温カード	押印	可
17	調査	進路希望調査	署名＋押印	可
18	調査	部活動の入部申し込み	署名＋押印	可
19	調査	コロナ健康観察票	押印	可
20	体育	水泳カード	押印	署名があれば可
21	体育	持久走への参加同意書	署名＋押印	可
22	体育	市水泳記録会参加確認	署名＋押印	可
23	体育	県陸上記録会参加確認	署名＋押印	可
24	体育	県水泳記録会参加確認	署名＋押印	可
25	特別支援	個別の支援計画同意書	署名＋押印	可
26	生徒指導	携帯電話使用願	署名＋押印	可
27	成績	通知票	押印	可
28	成績	学業調査結果の個人票受取票	署名＋押印	可
29	事務	領収書	署名＋押印	不可
30	事務	口座引き落とし	署名＋押印	不可
31	PTA	PTA講演会等の参加確認	署名	可
32	G I G A	クロムブック利用承諾書	署名＋押印	可
33	その他	学校だより等の写真掲載許可書	署名＋押印	可

①－2 押印の見直し

【関係機関等が学校に求める書類】

No.	種類	書類名	求めているもの	押印省略可否
1	中体連令学校	(中) 中体連のプログラム編成に係る書類	公印・校長名	検討中
2				
3				
4				
5				

①－3 押印の見直し

【教育委員会が学校に求める書類】※学校教育課担当

No.	種類	書類名	求めているもの	押印省略可否
1	校務	出勤簿	押印	不可
2	学籍	出席簿	押印	不可
3	校務	特休簿	押印	不可
4	校務	職免簿	押印	不可
5	校務	業務手当関係の実績報告書	押印	不可
6	校務	勤務命令簿	押印	不可
7	校務	校中日誌	押印	不可
8	校務	保健日誌	押印	不可
9	校務	任用書類	押印	不可
10	校務	教科書事務	押印	不可
11	学籍	指導要録	押印	不可
12	校務	寄付採納報告	押印	可
13	校務	スクールガードリーダー活動実績簿	押印	可
14	校務	学生サポーター活動力カード	押印	可
15	事務	日本スポーツ振興センター医療等の状況	記名+押印	不可
16	事務	日本スポーツ振興センター災害報告書	記名+押印	可
17	校務	補助金交付申請書	記名+押印	不可
18	校務	補助金実績報告書	記名+押印	不可
19	校務	特別支援教育巡回相談記録	押印	可
20	校務	特別支援学級計画訪問記録	押印	可
21	校務	家庭教育支援員出勤簿	押印	不可
22	事務	栗東市就学援助費給付申請書	署名+押印	不可
23	事務	栗東市就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）給付申請書	署名+押印	不可
24	事務	修学旅行費給付申請書	押印	不可
25	事務	修学旅行費給付申請書資料	押印	不可

26	事務	宿泊を伴わない校外活動費給付申請書	押印	不可
27	事務	宿泊を伴う校外活動費給付申請書	押印	不可
28	事務	通学用品費（通学用ヘルメット）給付申請書	押印	不可
29	事務	体育実技用具費給付申請書	押印	不可
30	事務	学校保健安全法医療券交付申請書	押印	不可
31	事務	特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書	押印	不可
32	事務	所得証明願（書）	署名+押印	不可
33	事務	委任状 口座振替依頼書	署名+押印	不可
34	校務	教師用教科書・指導書納入指示書	押印	不可
35	校務	栗東市立学校グループウェアシステム（インフォメーション）情報掲載申請書	押印	可
36	校務	栗東市立学校グループウェアシステム設備登録申請書	押印	可
37	校務	校務用ネットワークプリンタ接続申請書	押印	可
38	校務	栗東市教育委員会インターネット導入フィルタリングソフト 個別フィルタリング設定依頼書	押印	可
39	校務	共通校務端末等変更協議書	押印	可
40	校務	共通校務端末等設置場所変更協議書	押印	可
41	校務	ネットワーク接続端末等協議書	押印	可
42	校務	障害等発生報告書	押印	可
43	校務	障害等発生報告書（平成30年～令和元年導入プロジェクター・タブレットPC）	押印	可
44				
45				

# 別紙2

事務連絡  
令和3年12月23日

市内各小中学校長様

栗東市教育委員会事務局学校教育課長

## 押印の省略について（通知）

平素は、本市教育委員会の各種事業推進にあたり、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記のことについて、栗東市「学校における働き方改革」推進協議会(第3期)における検討を受け、以下の通り通知します。

押印の省略は、一つ一つの業務改善効果は小さなものです、積み重ねやすく、最終的には大きな効果が見込めるものです。積極的な実施をお願いします。

### 記

#### 1. 押印の省略

##### (1) 押印を省略する書類等

- ・別添「押印の見直し概要」(書類一覧：学校が保護者に求める書類・関係機関等が学校に求める書類・教育委員会が学校に求める書類)の通り
- ・通知表における校長印、担任印

なお、上記以外で、押印の必要性や効果が低いと学校長が判断した書類については、「廃止除外項目」、「栗東市立学校の管理運営に関する規則」を確認の上、省略して構いません。

##### (2) 実施期日

令和4年4月1日より

#### 2. 令和4年度の検討事項

別添の書類一覧の「押印省略不可」の書類について、省略の可否について継続検討していきます。

また、出勤簿や出席簿等、電子化することが業務効率化につながる書類については、「統合型校務支援ソフト」の導入を見据えたうえで、検討を進めます。

担当	栗東市教育委員会事務局学校教育課 山口 敏生・石田 智香子 TEL:077-551-0130 FAX:077-551-0149 E-mail:gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp
----	---